

会 則

全国公立学校事務長会会則

改正 昭和55年8月25日
昭和61年8月23日
平成6年8月23日
平成8年8月23日
全部改正 平成9年8月22日
改正 平成12年8月25日
平成17年8月5日
平成19年8月10日
平成20年8月22日
平成21年8月21日
平成23年8月5日
平成24年8月10日
平成25年8月9日
令和 5年8月4日

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、全国公立学校事務長会と称し、事務局（本部）を東京都豊島区東池袋1-36-3池袋陽光ハイツ203号に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校事務及び事務長（職名によらず相当職とする。以下「事務長」と言う。）の職務等について調査研究するとともに、会員の研鑽と情報の交換を行い、もって学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校の管理運営に係わる調査、研究に関すること
- (2) 事務長の職務、職制等に係わる調査、研究に関すること
- (3) 会員の資質の向上に関すること
- (4) その他、目的達成に必要なこと

第2章 会員及び組織

(会員)

第4条 本会の会員は、公立の高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校等の事務長とする。

(組 織)

第 5 条 本会は、都道府県市立学校事務長会（相当する他団体部会等を含む。以下「事務長会」と言う。）をもって構成する。

2 会の効率的な運営と活動を図るため、全国を 8 地区に分け、各地区ごとに地区事務長会を組織する。

3 各地区ごとの都道府県市は、次のとおりとする。

北海道地区	1 北海道					
東北地区	2 青森県	3 秋田県	4 岩手県	5 山形県	6 宮城県	7 福島県
関東地区	8 茨城県	9 群馬県	10 栃木県	11 埼玉県	12 千葉県	
	13 東京都	14 神奈川県	15 横浜市	16 山梨県		
東海地区	17 静岡県	18 愛知県	19 名古屋市	20 岐阜県	21 三重県	
北信越地区	22 新潟県	23 富山県	24 石川県	25 福井県	26 長野県	
近畿地区	27 滋賀県	28 京都府	29 京都市	30 奈良県	31 和歌山県	
	32 大阪府	34 兵庫県	35 神戸市			
中国・四国地区	36 岡山県	37 広島県	38 広島市	39 山口県	40 鳥取県	
	41 島根県	42 香川県	42 徳島県	44 高知県	45 愛媛県	
九州地区	46 福岡県	47 大分県	48 佐賀県	49 長崎県	50 熊本県	
	51 宮崎県	52 鹿児島県	53 沖縄県			

第 3 章 役員

(役 員)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 本部若干名、地区代表者 8 名
- (3) 総 務 若干名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 会計監査 2 名
- (6) 理 事 5 2 名
- (7) 幹 事 若干名

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 3 副会長（地区代表者）は、地区内の意見集約及び連絡調整の任にあたる。
- 4 総務は、会の企画、運営等、会全体の事務を処理する。
- 5 会計は、本会の会計をつかさどる。

- 6 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 7 理事は、会務を審議するとともに会員相互の連絡にあたる。
- 8 幹事は、会務の運営を協議するとともに、その処理にあたる。

(役員を選出)

- 第 8 条 会長、副会長（本部）及び会計監査は、理事会において推薦し、総会で選出する。
ただし、会長、副会長（本部）に欠員が生じたときは、理事会において選出することができる。
また、会計監査に欠員が生じたときは、理事の過半数の承諾をもって選出することができる。
- 2 副会長（地区代表者）は、各地区事務長会の会長とし、総会で承認を得るものとする。
 - 3 総務、会計及び幹事は、会長が指名する。
 - 4 理事は、都道府県市立学校事務長会の会長とし、当該会長が地区代表者である場合には当該会長の推薦する当該事務長会の副会長とすることができる。

(役員任期)

- 第 9 条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 欠員等の補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

- 第 10 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問は、本会会長経験者の中から、会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て委嘱する。
 - 3 相談役は、文教行政に関する学識経験豊かな者で、会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て委嘱する。
 - 4 顧問及び相談役の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
 - 5 顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。
 - 6 顧問及び相談役は、必要に応じ総会、理事会、地区代表者会及び幹事会に出席することができる。

第 4 章 機関

(議決機関)

- 第 11 条 本会に、次の議決機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 理事会
- 2 総会及び理事会の議事は、出席会員の過半数をもって可決する。

(総会)

- 第 12 条 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。
- 2 会長又は理事会が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
 - 3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長（本部）及び会計監査の選出並びに副会長（地区代表者）の承認
 - (2) 事業報告及び決算の承認

- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 会則改正の承認
- (5) その他重要事項の承認
- 4 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。
- 5 総会を開き難い場合は、理事会をもってこれに代えることができる。ただし、次期総会において議決事項を報告するものとする。

(理事会)

- 第 13 条 理事会は、理事並びに会長、副会長、総務、会計及び幹事をもって構成し、総会に付議すべき諸案件、その他重要事項について審議する。
- 2 理事会は、年 2 回以上開催するものとし、会長が招集する。
 - 3 理事会を開き難い場合は、地区代表者会をもってこれに代えることができる。ただし、次期理事会において議決事項を報告するものとする。

(執行機関)

第 14 条 本会に、次の執行機関を置く。

- (1) 地区代表者会
- (2) 幹事会

(地区代表者会)

- 第 15 条 地区代表者会は、会長、副会長、総務、会計及び幹事をもって構成し、理事会に付議すべき諸案件、その他重要事項について協議する。
- 2 地区代表者会は、年 3 回以上開催するものとし、会長が招集する。

(幹事会)

- 第 16 条 幹事会は、幹事、会長、副会長（本部）、総務及び会計をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 2 幹事会に、次の部を設置する。
 - (1) 企画部
 - ① 庶務、運営計画、渉外、広報及び連絡調整等に関すること
 - ② 他の部に属さない事項
 - (2) 調査研究部
 - ① 事務長、事務職員の職務内容、処遇に関する調査・統計・資料作成に関すること
 - ② 学校の管理運営についての調査研究に関すること
 - ③ 事務長の研修に関すること
 - ④ 研究発表等に関すること
 - (3) 特別支援部
 - ① 特別支援学校に関連した諸課題についての上記（2）に掲げた各事項に関すること

ただし、必要に応じて上記以外の部を設置することができる。

3 各部は、幹事をもって構成し、部長は、会長が指名する。

(委員会等)

第 17 条 本会は必要に応じ、委員会等を設置することができる。

2 委員会等に関する規程は、別に定める。

第 5 章 事務局

(事務局職員)

第 18 条 本会の事務局に、専任の事務局長を置く。

2 必要に応じ臨時に職員（以下、臨時職員という）を置くことができる。

第 19 条 事務局長は、会長の指示する本会の事務を処理する。

2 臨時職員は、事務局長の指示する事務を担当する。

第 20 条 事務局長は、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、及び第 17 条の会議に出席し、求めに応じて事務局説明を行う。

第 21 条 事務局職員の任用、勤務条件、退職及び解雇、その他については、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 22 条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 23 条 本会の会費は、会員 1 名当り年間 3,000 円とする。

2 必要に応じ、臨時会費を徴収することができる。また、甚大な自然災害等、特別な事情があると認められるときに限り、会費を免除または減額することができる。

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 補則

第 25 条 本会則の施行に関し、必要な事項は、理事会で定める。

附則

1 第 9 条並びに第 24 条の始期は、昭和 52 年度限り設立総会日から施行とする。

2 本会の運営に関する細則は別に定める。

3 第 23 条の会費の改正は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

4 本会則は、平成 9 年 8 月 22 日から施行する。

5 事務局開設に伴い、会則の一部及び会費を平成 12 年 8 月 25 日に改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

- 6 本会則は、平成17年8月5日から施行する。
- 7 本会則は、平成19年8月10日から施行する。
- 8 本会則は、平成20年3月1日から施行する。
- 9 本会則は、平成21年8月21日から施行する。
- 10 本会則は、平成23年8月5日から施行する。
- 11 本会則は、平成24年8月10日から施行する。
- 12 本会則は、平成25年8月10日から施行する。ただし、第23条の会費の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 13 本会則は、令和5年8月4日から施行する。

○ 研究協議会・総会開催の当番地区に関する申し合わせ事項

(平成18年6月30日開催の理事会で申し合わせ)

現行の標記申し合わせ事項(平成3年5月10日)満了後は、現在の当番地区の順序を更新(延長)することを申し合わせる。

また、改定後の当該申し合わせは、原則として期間満了後も当該順序で繰り返し更新されていくものとする。

- 1 北海道(平成20年度) 2 東京(平成21年度) 3 九州(平成22年度) 4 東京(平成23年度)
- 5 関東(平成24年度) 6 東京(平成25年度) 7 中四国(平成26年度) 8 東京(平成27年度)
- 9 北信越(平成28年度) 10 東京(平成29年度) 11 近畿(平成30年度) 12 東京(平成31年度)
- 13 東北(平成32年度) 14 東京(平成33年度) 15 東海(平成34年度) 16 東京(平成35年度)

○ 研究協議会・総会開催の当番地区に関する申し合わせ事項

(平成27年8月6日開催の理事会で申し合わせ)

現行の標記申し合わせ事項(平成18年6月30日)を以下のように改定することを申し合わせる。

また、改定後の当該申し合わせについて、期間満了後は、改めて改定するものとする。

- 1 北信越(平成28年度) 2 東京(平成29年度) 3 近畿(平成30年度) 4 東京(平成31年度)
- 5 東北(令和2年度) 6 東京(令和3年度) 7 北海道(令和4年度) 8 東京(令和5年度)
- 9 九州(令和6年度) 10 東京(令和7年度) 11 関東(令和8年度) 12 東京(令和9年度)
- 13 中四国(令和10年度) 14 東京(令和11年度) 15 近畿(令和12年度)
- 16 東京(令和13年度)

(令和5年6月16日開催の理事会で年号を修正する。)